



一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources

受入企業の
お役立支援!

JACから会員のみなさまへ

特定技能の 受入支援 サービス

JAC SUPPORT SERVICE



JACでは令和5年度から、
特定技能外国人が建設業界において中長期的に活躍できるよう、
下記の2つに注力して取組みます。

特定技能外国人のスキルアップに
資する講習・研修実施支援

特定技能外国人にとって
働きやすい職場づくり支援

特定技能1号～2号向け

service #01

研修・講習サポート

特定技能1号～2号まで
優秀な外国人材の採用・育成
をトータルに支援！

JACは、受入企業のみなさまのご要望にお応えし、支援事業を正会員団体傘下の建設企業ならびにJAC賛助会員向けに提供しております。正会員団体が主催する研修・講習等は開講スケジュールが決まり次第メールやホームページ等でお知らせいたします。



いま、特定技能外国人を雇用している受入企業さまへ

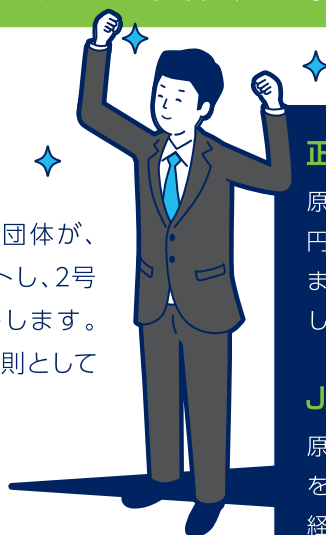
1. スキルアップ技能研修でサポート

就労中の特定技能外国人向けに、各職種の正会員団体が、技能検定2級相当の技能研修でスキルアップをサポートし、2号特定技能外国人を目指す方のステップアップを後押しします。JACは、正会員団体の研修・講習の企画や費用を原則として全面的にサポートいたします。

2. 特別教育・技能講習等でサポート

就労中の特定技能外国人および将来特定技能外国人として雇用する予定のある技能実習生に対して、特別教育・技能講習等を受講させ資格を取得させた場合に、かかった費用の一部をJACが負担いたします。

※この支援事業は、厚生労働省の建設労働者技能実習コースを受講し、中小企業建設事業主として経費助成を受けた場合を対象とし、当該助成経費部分を除きJACが負担するものです。



正会員団体傘下の会員企業

原則として1団体1年度200万円の経費をJACが負担いたします。正会員団体を通じて、申請してください。

JACの賛助会員

原則として、最大3,000人までを対象とし、1人最大3万円の経費をJACが負担いたします。JACに直接申請してください。

CHECK!!
詳しくはこちら



特定技能外国人を雇用予定の受入企業さまへ

1. 基礎教育のサポート

特定技能として就労を希望する外国人に対して、各職種の正会員団体が、基本的な技能に関する研修・講習を実施し、技能の習得をサポートします。基本的な技能を身につけてもらうので安心して雇用できます。JACは、正会員団体の研修・講習の企画や費用を原則として全面的にサポートいたします。



2. 採用活動のサポート

特定技能として就労を希望する外国人に対して、各職種の正会員団体が、職種説明、募集・面談のサポートをします。外国人自らが業務内容を事前に理解することで、スムーズに職場に入ることができ、受入企業と外国人のミスマッチを防ぎます。JACは、正会員団体の研修・講習の企画や費用を原則として全面的にサポートいたします。



制度理解を深める

「受入れ後講習」で入社後の特定技能外国人をサポート

「受入れ後講習」は、在留資格「特定技能」として、建設分野での就労をスタートさせる外国人のために、一般財団法人国際建設技能振興機構（FITS）主催で、受入れ後講習を実施しています。国土交通大臣から建設特定技能受入計画の認定を受けた受入企業は、特定技能外国人の受入れ後、原則6カ月以内に、特定技能外国人にこの講習を受講させることが義務付けられています。令和5年3月以降実施される講習については、受講料（15,400円/人）をJACが全額負担いたします。

「受入れ後講習」は建設分野の特定技能外国人が、自分たちに関わる受入れや保護の仕組みを理解し、安心して、また目標をもって仕事に打ち込むことができることを目的としております。

既に、3月以降の講習の受講料をお支払いいただいている企業には、JACから返金いたします。



CHECK!!

詳しくはJACのホームページをご覧ください。

<https://jac-skill.or.jp/news/information/hiring-support-service-for-ssw.php>

特定技能外国人向け

service #02

一時帰国支援



支援金活用で一時帰国の負担を軽減!

受入企業は特定技能外国人から一時帰国の申し出があった場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、有給休暇を使って一時帰国してもらえよう、配慮しなければなりません。母国にいる家族に会うため、また、長期休暇を利用した心身リフレッシュのために帰国することもあれば、身内に不幸があった場合など、予期せぬ帰国もあります。

そうした時、スムーズな対応ができるように、JACでは外国人の母国への一時帰国にかかる費用を一定額支援する「一時帰国支援」を令和5年4月1日よりスタートします。支援金は1人につき5万円。対象となるのは、1号特定技能外国人として2年以上

にわたり同一受入企業で継続勤務し、令和5年4月1日以降に一時帰国後、同一受入企業で就労を継続している方となります。支援金は、JACより受入企業にお支払いいたしますので、一時帰国者の往復の航空券の半券等（eチケットの控えも可）を保管願います。一時帰国に必要な費用や、一時帰国中にかかる経費などにご活用ください。

一時帰国支援の問い合わせ窓口は、現在準備中ですので、準備でき次第、メールやホームページ等でJACよりお知らせいたします。

CCUS手数料支援

service #03

建設特定技能受入計画の認定要件の一つとして、受入企業・1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録が必要です。

JACでは「CCUS手数料支援事業」として、特定技能外国人を雇用する事業者の管理者ID利用料、特定技能外国人の能力評価手数料の費用負担をサポートします。

管理者ID利用料(11,400円/年)は後日全額返金!

管理者ID利用料(11,400円/年)は、一旦(一財)建設業振興基金(CCUS事務局)へお振込みいただき、後日JACより指定口座に全額返金いたします。

※JACより、返金先口座についてご確認させていただく場合がございます。



能力評価手数料(4,000円/人)をJACが全額負担!

これまで能力評価手数料は、建設技能者能力評価推進協議会事務局(建設産業専門団体連合会)へお支払いいただいておりますが、この費用をJACが全額負担いたします(JACから事務局へ直接支払います。)

無料で学べる

service #04

やさしい日本語講座

初級から上級まで4コースを用意
レベルに合わせて学べる無料講座!



「やさしい日本語講座」は、特定技能外国人が日常生活や現場でスムーズなコミュニケーションが取れるようになるための講座です。コースは、初級・準中級・中級・上級の4つを用意。日常生活で使える基礎的なカリキュラムから、現場での作業指示や引継ぎ事項などの伝達方法が学べる実践的なカリキュラムまで、レベルに合わせて選択できます。

また、今後はさらに皆様のニーズにあったサービスを目指し、受講機会の拡充など内容の充実に取り組んでまいります。

【対象】

建設分野において「在留資格：特定技能1号」で企業に就業中の外国人

※特定技能1号以外の方は受講できません。

CHECK!!

お申し込みは、メールやホームページ等で開講時期になりましたらお知らせいたします。



建設分野の特定技能外国人に関する

service #05

「国内唯一の情報誌」を創刊!

JACでは、今夏に機関誌を創刊する予定です。「建設分野の特定技能外国人に関する国内唯一の情報誌」として、JACの事業紹介やサービス案内を通じて“JACの活動がわかる”情報を発信していきます。

誌面では、特定技能制度に関するトピックスや、特定技能外国人を取り巻く業界および海外の市場動向、行政施策の解説、法務・労務に関するアイデアなどのコンテンツを用意。皆様のお役に立つ最新情報を提供してまいります。取材の際は、ぜひご協力いただきたくお願いいたします。



CHECK!!
詳しくはこちら



一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources

〒105-8444 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階
TEL:0120-220353 FAX:03-6453-0221